

茅ヶ崎市営住宅条例及び施行規則の改正について

1 茅ヶ崎市営住宅条例、施行規則の改正について

独立行政法人都市再生機構による浜見平団地建替事業（第3期）に伴い、建替後賃貸住宅の一部を市営住宅として借り上げ、「コンフォール茅ヶ崎浜見平第3」として住宅を提供するために、条例の別表に位置づけます。

また、新たな市営住宅の設置に伴い、市営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して定める数値（利便性係数）を定め、適正な家賃を決定するものです。

2 スケジュール（予定）

項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
(仮称)コンフォール茅ヶ崎浜見平第3		● 例規審査会(8/1)	● 議会(9/12)		←→ 一般公募受付			→ 条例・規則施行		→ 一般公募入居開始

3 新旧対照表

(1) 茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
1 市営住宅		1 市営住宅	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
コンフォール茅ヶ崎浜見平第2	略	コンフォール茅ヶ崎浜見平第2	略
コンフォール茅ヶ崎浜見平第3	茅ヶ崎市浜見平377番9		
2 略		2 略	

(2) 茅ヶ崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第18条関係）				別表（第18条関係）			
住宅名	構造	対象戸数	利便性係数	住宅名	構造	対象戸数	利便性係数
コンフォール茅ヶ崎浜見平第2	高層耐火構造 8階連戸建	20	0.86	コンフォール茅ヶ崎浜見平第2	高層耐火構造 8階連戸建	20	0.86
コンフォール茅ヶ崎浜見平第3	高層耐火構造 8階連戸建	44	0.86				

この内容は、令和元年8月2日現在の情報であるため、今後変更する可能性があります。